

2024年8月1日

全国社会保険労務士会連合会
国連グローバルコンパクト コミュニケーション・オン・エンゲージメント
UN Global Compact Communication on Engagement

全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、2018年4月1日に「健全なグローバル化」と「持続可能な社会の実現」に向けた活動を推進するため、国連グローバル・コンパクト（以下「UNGC」という。）に署名いたしました。

私は、連合会が、UNGCが提唱する10原則を支持することを確認し、表明いたします。

社会保険労務士制度（以下「社労士制度」という。）は、日本の労働法及び社会保障の変遷の歴史の中で、労働社会保険関係法令に通暁し、適切な労務指導を行える専門家が必要とされた社会的要請のもとに、労働社会保険諸法令の国家資格制度として1968年に社会保険労務士法（以下「社労士法」という。）が成立・施行され今日に至っています。

現在、約45,000人の社会保険労務士（以下「社労士」という。）が、実務を通じ労働社会保険諸法令の実効性の向上と、国民生活や労使関係の安定に資する活動を展開しています。

社労士制度は、社労士法第1条において「労働及び社会保険に関する法律の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」を目的としております。

社労士の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社労士の指導及び連絡に関する事務を行う当連合会では、会員である社労士への情報発信等を通じてUNGCが提唱する普遍的原則を啓発して参りました。国連「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択され、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まり企業活動における人権尊重・保護・促進の指針として用いられており、連合会においても2022年12月に連合会人権方針を策定し、公表しました。

「ビジネスと人権」を正しく理解し、社労士の業務として捉え、国内企業に普及していくことは、当連合会が日本の成長戦略と持続可能な社会の達成に貢献できる最も重要な活動のひとつになっていくと考えています。そのために、社労士が「ビジネスと人権」を理解し、労働社会保険諸法令のエキスパートとしての知見を持って、日々企業や労働者に向けて適切な支援ができるよう、「ビジネスと人権」に関する研修を社労士の為に構築・提供し、社労士向けに「ビジネスと人権」推進社労士の養成を行っております。

一人ひとりの社労士が、UNGCの理念を十分に理解し、その視点を持って、人の心に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、「人を大切にする社会」の実現を目指すこと、これが社労士の社会的使命であると考えます。

連合会は、社労士制度が UNGC とその原則に適うものであり、連合会及び都道府県社会保険労務士会並びに全国約 45,000 人の社労士がその実現の担い手であることを十分認識するとともに、労務管理及び労働社会保険に関する日本の唯一の国家資格者として、その職務を通じ「健全なグローバル化」と「持続可能な社会の実現」に強く貢献できる存在であることを啓発し続け、その活動を支援・促進するための事業を積極的に展開していきます。

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

具体的な取り組み

1. 人権尊重に関する事業の実施

- (1) 2022年12月2日に「人権尊重」を根幹とした、安心していきいきと働くことができる「人を大切にする企業」づくりと、すべての国民が安心して暮らせる「人を大切にする社会」の実現を加速させるため、連合会及び都道府県社会保険労務士会(以下「都道府県会」という。)並びに社労士は、関係組織、取引先、政労使など、それぞれの関係者と誠実に向き合い、人権を尊重して活動していくとした「人権方針」として宣言しました。
- (2) 人権尊重経営、「ビジネスと人権」、人権デューデリジェンスに実践的に対応可能な社労士を養成するため、ILO 駐日事務所の技術協力を得て「ビジネスと人権」に関する研修を構築しました。研修はeラーニングによる初級編とeラーニングに加えて関与先企業に対する人権 DD ガイドラインチェックリストの実施を含む事前課題と2日間の対面研修による上級編があり、上級編研修を修了した社労士(194名 2024年6月時点)を「ビジネスと人権」(BHR)推進社労士としてリスト化し、「ビジネスと人権」に関する相談を検討している企業等に向けて広く公開しています。
- (3) 2023年9月にはILO 駐日代表をお招きして、「ビジネスと人権」に関する役員向け研修の実施や2024年4月及び5月には「ビジネスと人権」(BHR)推進社労士から当連合会職員全員が参加した研修を実施し、人権方針に沿って連合会として人権を尊重するための活動を実施しています。

2. 国際に関する事業の実施

- (1) SDGsの達成に向け、当連合会では、17の目標のうち「3(すべての人に健康と福祉を)」及び「8(働きがいも経済成長も)」を優先ゴールとして掲げ、その取り組みを広く周知するための特設サイトにて情報発信を行いました。

<https://www.sr-message.jp/sdgs/>

- (2) 国際労務監査基準等の構想については、2023年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、世界労働専門家協会等の国際関係機関及び構成国と大韓民国、カナダ、イタリアにおいて対面で意見交換を行う等の対応を行いました。
- (3) 独立行政法人国際協力機構(JICA)によるインドネシア社労士プロジェクトのへの支援として、インドネシア政府幹部等を対象に訪日研修を受託し、加えてオンラインによる講義等も行いました。

インドネシア版社労士制度といえる「カデルJKN(健康保険関係)」と「プリサイ(労働保険関係)」を統合した「アゲナリス(社会保障士)」について、その技能基準作成支援など多岐にわたる支援を実施しました。

- (4) 準会員として加盟している国際社会保障協会（ISSA）において、ISSA が保持している各国の社会保障制度の概要や動向等の情報サービスに社労士が直接アクセスできるようにするために、連合会ホームページに ISSA の情報サービスへの入り口となる「MyISSA」の登録ページを公開し、ISSA 記事を翻訳して会員社労士向けに周知するなど、社労士に向けて世界の社会保障に関する情報共有を実施しています。
- (5) オンラインイベント「共生社会実現を目指す外国人材雇用管理セミナー～職場定着（リテンション）の具体的施策／実践」を 2022 年 11 月に厚生労働省、独立行政法人日本貿易振興機構、一般財団法人日本国債協力センターの後援を受けて開催し、アーカイブ配信も実施し、延べ 1,100 人を超える視聴者を得て、外国人材の雇用管理について社労士が専門家であることを広く国民に周知しました。また、外国人材雇用に関する研修動画を 2024 年 3 月に配信し、社労士の外国人材雇用に関する対応向上に努めてきました。

3. 「社労士診断認証制度」の推進

2020 年 4 月より、働き方改革に積極的に取り組み、労務コンプライアンスを遵守している企業に対し、連合会が認証マークを発行し、企業の働きやすい職場環境づくりを推進し、人材定着等を支援する「社労士診断認証制度」を実施しています。

2023 年に「経営労務診断のひろば」サイトのレイアウト刷新、新機能追加等、アクセス者の利便性を向上し、2024 年 6 月時点で 3,200 を超える企業の認証を行っています。

4. 「労働 CSR」の普及促進

社労士が、労働 CSR の概念をより深く理解するとともに労働 CSR を顧問先企業に普及していくための具体的な取組みの契機とするべく、「社労士による労働 CSR 推進プロジェクト」（九州大学名誉教授 吾郷眞一氏ほか 6 名）において、2021 年 3 月に策定した「社労士の労働 CSR 推進に向けた行動計画」に沿って、2022 年 6 月に「労働 CSR ガイドブック」を一般書籍化し国民に向けた労働 CSR の理解促進を行いました。

また、同ガイドブックに基づいた、社労士向けオンライン研修「労働 CSR 実践研修～企業価値向上につなげる社労士によるガイドブック活用に向けて～」を実施し、全国から 30 人が参加しました。

5. 労働相談等への対応

当連合会において、電話相談窓口「職場のトラブル相談ダイヤル」を設置し、2022 年 4 月から翌年 3 月までの間に 1,218 件、2023 年 4 月から翌年 3 月までの間に 1,229 件の相談に応じた。なお、全国の総合労働相談所では、2022 年 4 月から翌年 3 月までの間に 5,922 件、2023 年 4 月から翌年 3 月までの間に 6,948 件の相談に対応しました。

さらに、全国の「社労士会労働紛争解決センター」では、個別労働関係紛争の解決に向けて2022年4月から翌年3月までの間に52件、2023年4月から翌年3月までの間に58件の「あっせん」の申立てに対応しました。

また、年金相談に関しては、当連合会が運営する全国80か所の「街角の年金相談センター」において、2022年4月から翌年3月までの間に655,645件、2023年4月から翌年3月までの間には712,372件の相談に対応しました。

6. 学校教育の対応

複雑な社会保障制度の仕組みや働く時のルールなどについて、社会保険労務士が直接学校等に赴き、生徒等に分かりやすく解説する『出前授業』について、2022年4月から翌年3月までの間に延べ40,466人、2023年4月から翌年3月までの間に延べ50,827,855人が受講しました。

以上